



生活・安全

安全で安心なまちを目指して

【問い合わせ】
町環境政策課
生活安全グループ
☎ 73-7510

秋の全国交通安全運動

◆実施期間

9月21日(火)～30日(木)
9月30日(木)は、交通事故死「ゼロ」を目指す日です。

○運動の目的

秋の交通安全運動は、国民に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

一人ひとりが交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持つて、交通事故防止に努めましょう。

○運動の重点

①子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
交通事故死者数のうち、最も多いのは歩行者の割合で、横断歩道外の横断や、通過する車両の直前直後横断などの法令違反が認められます。

歩行中の交通事故による死者のうち幼児、児童、高齢者の占める割合が高いことから、交通安全教育の推進など、地域社会のみんなで子どもや高齢者の安全確保を図りましょう。

②夕暮れ時・夜間の事故防止と安全運転意識の向上

秋口における日没時間の急激な早まりとともに、例年、薄暮時間帯(特に日没後1時間)には、重大交通事故につながる恐れのある交通事故が全国的に多発しています。

死亡事故の第1当事者の多くが自動車であることや「自動車対歩行者」の死亡事故の多くが歩行者の道路横断中に発生していることから、全ての自動車運転者の安全運転意識、歩行者保護意識の向上が必要です。また、歩行者自身も反射材を身に着けるなど、自分を守る行動をしましょう。

③自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
自転車は身近な交通手段です。

正しいルールを知り、左記の「自転車安全利用五則」を守って、安全に自転車を利用しましょう。

・自転車安全利用五則

- (1) 自転車は車道が原則、歩道は例外
- (2) 車道は左側を通行
- (3) 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行
- (4) 交通安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進は禁止、夜間はライトを点灯、信号を守る、交差点での一時停止と安全確認)
- (5) 子どもはヘルメットを着用
- ④飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
飲酒運転、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)などの悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が依然として発生しています。「飲酒運転をしない、させない、許さない」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。



警察署からのお知らせ

ヒグマによる被害防止のために

- ①入山の際は複数人で行動し、クマ鈴・ラジオの音や会話で人の存在を知らせましょう。
- ②薄暗いときの行動は避け、新聞やテレビなどでヒグマの出没情報を確認しましょう。
- ③残飯や生ゴミの処理に注意し、野外に放置したり、埋めたりしないようにしましょう。
- ④フン、足跡、食いちぎられた草や木などを見つけたら、すぐに引き返しましょう。
- ⑤ヒグマに遭遇した場合はリュックや持ち物の回収はせず、ゆっくりと静かに立ち去るなど、落ち着いて行動しましょう。

【問い合わせ】

栗山警察署
☎ 0110
北海道警察ホームページ
www.police.pref.hokkaido.lg.jp



野焼きは禁止されています！

【問い合わせ】
町環境政策課
環境政策グループ
☎ 73-7511

○野焼きによる火災が急増

町内で枯れ草などが燃える火災が急増しています。風が強く乾燥した日に野焼きを行い、周囲の枯れ草などに燃え広がり、自分で消火できなくなってしまうことなどが主な原因として挙げられます。

野焼きはダイオキシン類などの有害物質が発生させ、健康被害を招く危険性があるほか、悪臭・煙害・火災などで地域住民の方々に迷惑をかけることがあります。

○野焼きとは

構造基準を満たさない焼却炉や地面でゴミを燃やすことです。ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴などでゴミを燃やす場合も「野焼き」に含まれます。

○野焼きの罰則

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反者には第25条により「5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金」のいずれ

か、または両方」が科せられます。

○野焼き(焼却)が例外的に認められる場合

- ①国または地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 【例】河川や道路の管理上必要な草木などの焼却
- ②震災・風水害・火災・凍霜害・その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 【例】災害時や火災予防訓練における木くずなどの焼却
- ③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 【例】門松・しめ縄などの焼却(どんど焼き)
- ④農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 【例】稲わらなどの焼却、焼き畑、病害虫予防のための焼却、※畔シートや肥料袋などの資材、

家庭から出る草・剪定枝の焼却は認められていません。

⑤焚き火その他日常生活を営むうえで、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

【例】寒いときに暖を取るための焚き火、キャンプファイヤーを行う際の本くず・薪の焼却 ※焚き火・キャンプファイヤーで、紙類・ビニール類など廃棄物を焼却することは認められていません。

○野焼き(焼却)の許可

役場に「野焼きをしたい」「庭から出た剪定枝を焼きたい」などの問い合わせがありますが、野焼きは法律で禁止されているため、許可はできません。

上記の「野焼きが例外的に認められる場合」であっても、周囲の状況、野焼きの規模、天候(風)によっては、実施しないように指導します。また「火災とまぎらわしい煙又は火災を発する恐れのある行為の届出書」を南空知消防組合消防署に提出する必要があります。

※「火災とまぎらわしい煙又は火災を発する恐れのある行為の届出書」は野焼きを許可するも

町税納期限

※納税が困難な場合は、申請により徴収の猶予ができますので収納グループにご相談ください。

固定資産税③期

国民健康保険税③期

後期高齢者医療保険料③期

介護保険料③期

9月30日(木)

↓
コンビニ・スマートフォンで納付ができます

課税内容の問い合わせ

町税務課課税グループ ☎ 73-7505

納税などの相談

町税務課収納グループ ☎ 73-7506

のではなく、発生源を事前に把握しておくものです。

【申込先・問い合わせ】

南空知消防組合消防署
生活安全課予防係
☎ 0150